

議事日程第4号

平成17年12月8日(木)

第1 議案上程(議案第100号から第157号まで)

質疑、常任委員会付託

第2 予算特別委員会設置、付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(35人)

1番 佐藤巳次郎	2番 高野寛志	3番 夏井清勝
4番 大渕與吉	5番 三浦利通	6番 吉田清孝
7番 佐藤寿男	8番 木元利明	9番 中田敏彦
10番 中田俊雄	11番 戸部幸晴	12番 船木重秋
13番 三浦一郎	14番 畠山富勝	15番 吉田孝一郎
16番 古仲清紀	17番 船橋金弘	18番 大森勝美
19番 小松穂積	20番 安田健次郎	21番 佐藤美子
22番 笹川圭光	23番 船木茂	25番 三浦悦朗
26番 船木正博	27番 柳楽芳雄	28番 佐藤善市郎
29番 鎌田清太郎	30番 竹村健一	32番 佐藤俊一
33番 加藤春吉	34番 中田謙三	35番 高桑國三
36番 吉田清美	37番 杉本博治	

欠席議員(2人)

24番 越後貞勝 31番 相澤哲夫

議会事務局職員出席者

事務局長	菅原政義
次長	加藤謙一

局長補佐 小玉一克
主査畠山隆之
主査湊智志

説明のため出席した者

市長	佐藤一誠	助役	佐藤文衛
収入役	伊藤正孝	教育長	高橋金一
監査委員	加藤金一	企業管理者	小野忠儀
総務企画部長	板橋継喜	市民福祉部長	三浦正勝
産業建設部長	山口淨児	若美総合支所長	畠山信英
病院事務局長	中川良一	教育次長	宇佐美金治
企業局長	西方文太郎	農業振興局長	三浦光博
企画政策課長	高桑直廣	総務課長	沖口重博
財政課長	武田英昭	福祉事務所長	今泉金正
農林水産課長	清水博己	地域振興課長	加藤透
病院総務課長	夏井八洲夫	会計課長	佐藤隆二
選管事務局長	佐藤龍雄	監査事務局長	小坂幸明
農委事務局長	佐藤康利		

午前10時 4分 開 議

○議長（杉本博治君） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事は議事日程第4号をもって進めます。

日程第1 議案第100号から第157号を一括上程

○議長（杉本博治君） 日程第1、議案第100号から第157号までを一括して議題といたします。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

18番 大森勝美君の発言を許します。18番

○18番（大森勝美君） それでは通告に基づきまして質問してまいりたいと思います。

まず、第1点目は議案第107号から146号までの指定管理者の指定について提案されておりますが、今回、指定管理者、指定制度によって、この40件が指定されているわけでございます。

まず、この中に特に公募をしなかった特殊なものもありますけれども、公募をしたものも数多くあると思います。その公募によって、どの施設にどの程度の一般公募があったのか、まずその第1点をお尋ねいたします。

なお、また第2点目として、この40件について、指定に伴って、市の財源を要する施設がどの程度に加わっているのか、その点もお尋ねいたします。

なお、また今回合併によって、若美地区の各集落にある施設も市の施設として取扱うことになって指定になりましたけれども、旧男鹿市の場合は、こうした集落内の施設は、その集落の財産として独自に管理し、そして今まで、男鹿市から1万円の管理運営費を助成して貯ってきたものでありますが、財政の厳しい状況から、その1万円の管理運営費も削除され、現在は、その集落集落で独自に運営しているという状況でありますが、この旧若美町の場合、こうした施設に今後とも委託、管理費的なそうしたものが伴っておるようでございますけれども、それをどのようにして進めてまいり考えなのか。私たちの考え方からすると、これらの施設は早い時期にその集落に無償譲渡するのが当然ではないかなという感じがいたしますが、そのような方向づけがあるのかどうか、ひとつお尋ねいたします。

それから、第2点目といたしまして、第147号男鹿市一般会計補正予算（第3号）

についてでございます。今回、一番今全国的に問題になっておりますアスベスト被害に基づく対策費が国でも予算措置され、各地方自治体でも、それらの発生件数が非常に多く、今、急激にその整備を急がなければならないと、こういう考え方で、本市の場合も今回いくつかの施設の改修整備と、あるいは改善について予算措置しておりますが、今回のこの予算で、そのアスベストの影響のある施設がすべて改修されるという内容のものなのか。その点をひとつお尋ねいたします。

なお、また先般の9月の一般質問で、我が男鹿市の企業職員がアスベスト被害に遭っておられるというような当局のご答弁があったわけですが、当時からこうした男鹿市の公共施設にかかわったアスベスト関係の業務に携わった多くの業者がいると思うんですが、その業者に従事した方々に対して、何か市として特別な指導、あるいはその対策等について、何かを施しているものかどうか、その2点についてお尋ねいたしたいと思います。

なお、今回の一般会計への補正予算の総額が173億5千514万3千円という数字になりました。合併当初の財政計画では165億8千700万という歳入歳出の財政計画で進められてきていたわけですけれども、今、現在で7億6千814万3千円の増となっているわけです。このようにして財源が多く、そして歳出も伴ったわけですが、大きな要因は何なのか、それをひとつお聞かせいただきたいとこう思うわけです。きのうまでの一般質問の中に、行財政改革に今取り組もうとしているわけですが、特に人件費の抑制が大きなウェイトを占めるのではないかというような感がいたします。私も、先般、秋田県の出身の菅総務副大臣の講演を聞く機会がありましたが、その際に、今までの地方交付税は、財政の著しく低下しているそうした地域に多く配分してきたけれども、今度は、行政改革によって、その実績を見て、成果の上がった自治体に多く配分していくと。そして、極端なことを言うと、思ったような財政改革をしない自治体に対しては、交付金を減らしていくという総務省の方針であると、こういうことを述べられておったわけです。私はそのことからいたしますと、きのうの説明では、今、臨時職員を大幅に増加して雇用しておるというような観点からいたしますと、人件費の抑制が果たしてできるのかどうかという不安を持つわけですが、こうした財政計画における人件費の抑制というものをどのように考えておるのか、それも1つお尋ねいたします。

それから、第104号の男鹿市表彰条例の制定についてでございます。

これは、合併によって今回その条例が示されているわけでございますけれども、この中に、ひとつお尋ねしたいのは、私ども直接関係のある議員の表彰の規定範囲でございますけれども、かつて旧男鹿市の場合は、3期12年を勤務して退任された場合は、その功労者の対象になると、こういう形になっておりますし、在職でも5期20年勤務するとその対象になると、こういう内規があったようでございますけれども、今回の合併によって、若美出身の議員の取扱いがどのように規定されておるのか、その点をひとつお尋ねいたしたいと思います。

それから、通告しておりませんでしたが、今回2日間の9名の一般質問者の中に半数以上が、今重要課題となっておる男鹿みなと市民病院について質問され、市長がそれに答弁なさっておるわけでございますが、きわめて重要でありますので、ひとつ追加して質問させていただきたいと思います。議長のお許しをいただきたいと思います。

そこでお尋ねいたしますが、きのうの一番最後の夏井議員の質問の中にちょっと出ておりましたけれども、平成17年度は、医師が3名退職されると。しかし、その後もあるのではないかというご発言がございました。私どもが、これまで重なるたびに医師の確保が、男鹿みなと病院の健全化を成し得るものだということで、医師の充足について市長に強く望んできたわけでございますけれども、充足どころか、今その不足の道をたどっておるわけでございまして、私どもが、ちまたに耳にするのは、もう既に18年度内に医師2名が退職を申し入れているとか、文書で出されているとか、あるいは開業するとかという話が市民の間から聞かれてきます。もし、それが今の3名に加えて新たに18年中に2名、そしてきのう市長から答弁ありましたが、もし院長がそれに付随して、市長の懇願を受け入れないという形になりますと、私はきわめて深刻な事態に男鹿みなと市民病院が立たされるのではないかと、こんな感じがいたすわけですけれども、そうした市民の風聞が全く聞き入れなくていいものなのか、こうした事実関係があるとすれば、私はやっぱりこのままでは済まされない問題ではないかという感じがするわけでございます。

それで、市長はきのうまで盛んに私の責任で、私がと、こう答弁しております。私は、市長の責任で、これを解決しようとしても、私は非常に限界らしきものがあるのではないかという感じがするわけです。そして普段こうした問題に直面したとき、議

会と常に両輪になって協力を求めていくという、そうした考え方が出ないのかと、私は非常に不思議に思っておる1人でございます。やはり私どもも当局に、ただそのげたを預けておくというものではなくて、できるならば市長から、やはり議会に対し議長を通して要請をし、議会と一体となって大学の学長、あるいは医師会の会長に文書で申し入れ、男鹿市は今、市民と議会と当局と一体になって、この病院を切り抜けなければならないと、こんな形になっているというものをあらわすことによって、少しでも前進をしていくのではないかという感じがするわけですが、市長はその点について、どのように考えておられるのか、ひとつお尋ねして、まず第1回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（杉本博治君）　板橋総務企画部長

【総務企画部長　板橋継喜君　登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君）　まず、指定管理者の2件についてお答えいたします。

公募によって、どの程度応募があったかということでございます。

今回、まず指定施設46施設になってございますけれども、このうち10の施設について公募をいたしてございます。それで、10施設のうち6施設は1団体の応募で、3施設については2団体の応募、1施設は3団体の応募という状況になっております。

それから、市の財源を要する施設ということですが、これにつきましては、今回、予算の中で債務負担行為を提案いたしてございます。それで、その施設の数が、児童館、例えば若美老人福祉センター、北部在宅介護支援センター、サンワーク男鹿が及びトレーニングセンター、勤労青少年ホーム、畑作園芸試験研究センター、夕陽温泉WAO、それから温浴ランドおが、それからインフォメーションセンターわかみと、それからなまはげ館、それから男鹿市のデイサービス、中央と北部のデイサービスセンターの11件という債務負担行為をお願いしてございます。この施設に財源を要するという形になってございます。

それから、財政見通しでございます。

当初、新市建設計画と現在の予算の比較でございますけれども、現在のところ6億8千700万ほどの増になってございます。今後の3月補正等々加えますと、およそ9億円程度の比較では増になる見込みであります。この主な要因というのは投資的経費の中で、防災行政無線の前倒し、あるいは公営住宅建設事業の前倒しがございます。

それから、災害復旧事業費、これが当初よりも大幅に2億4千万ほど措置いたしてございます。このような事業費の前倒しが主な要因ということになってございます。

それから、人件費の抑制ということでございますが、まず、その前に大森議員ご指摘の交付税の中に、経営努力に対応した交付税算定というものが17年度は入ってございます。これにつきましては、合併した市町村については適用しないということになってございますので、影響はないものというふうに考えております。

人件費の削減でございますけれども、当初の経常収支比率が現在92.8と、これを下げていく必要があるわけでございますけれども、その一番の大きなものは人件費ということで、この新市建設計画の財政計画においては、人件費、職員について普通会計の中で146人ほど削減していくという計画を立ててございます。これに基づきまして、やはり、これから団塊の世代の退職等々がございますが、これを平成22年の4月までに66人削減をいたしたいというふうな考えを持ってございます。これは退職、もちろん採用もございますが、こういうような人件費については、どうしても経常収支比率等々の問題もございますので、その当初の財政計画に沿って努力をしていかなければいけないものというふうに考えております。

それから、表彰条例の関係でございます。

大森議員ご指摘のように、旧男鹿市の条例の中には12年以上市会議員の職にあった者、それから25年以上市会議員の職にある者ということで、この条項は今回の表彰条例の中にも施行規則の第2条選定基準の中にもってございます。それで、旧市町の議員の取扱いでございますけれども、今回の合併というのは新設合併であると。ということは対等合併であるということがございます。合併によって基本的には旧市町のことは引き継ぐということとしておりますので、その功績も同等のものとして考えております。したがいまして、同じ取扱いになると。ただ、具体的な例で申し上げますけれども、市会議員の選定基準、これは表彰規則の中にあるわけですけれども、合併前の町議であったもの、すなわち町会議員を退職なさっている方については、過去の議員職例えば12年だけでは対象にはならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（杉本博治君） 三浦市民福祉部長

【市民福祉部長 三浦正勝君 登壇】

○市民福祉部長（三浦正勝君） お答えいたします。

私は、アスベスト被害にかかる健康被害の件ですけれども、当時から公共施設の工事にかかる従事者に対する指導等についてでございます。このことにつきましては、アスベストを取扱う事業所で働いた従事者につきましては、事業主の責任で診断や対策を行うべきであるとされております。健康被害問題が起きる可能性があることから、健康診断等については、今現在保健センター、それから環境防災課の方に相談窓口を設置してございまして、そちらの方を通じながら、事業主、従事者に健康診断受診の働きかけを、このあともしてまいりたいと考えております。あくまでも、事業主との連絡、あるいは従事者の方の確認というのは非常に難しいところがございますけれども、その辺のことはできる限り、そういった対応をしてまいりたいというふうに考えてございます。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（杉本博治君） 畠山若美総合支所長

【若美総合支所長 畠山信英君 登壇】

○若美総合支所長（畠山信英君） 大森議員の質問にお答えしたいと思います。

旧若美町の町内会施設ですが、今回、指定管理者制度の予定施設でございますが、この17年度におきましては、管理委託先は町内会でございましたが、委託料はゼロになっております。

なお、この町内会施設につきましては、さまざまな制度資金を活用しまして建設されております。そういう関係がございまして、施設の譲渡などを、今後償還の関係とかありますので、そういう処分制限年度の到来など十分検討しながら施設の譲渡などを検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（杉本博治君） 小野企業管理者

【企業管理者 小野忠儀君 登壇】

○企業管理者（小野忠儀君） アスベスト対策等についてお答え申し上げたいと思います。

ただいま、全般的なことにつきましては、三浦民生部長の方からお答えがあったところでございますけども、私からは特に企業局関係にかかる分をお答え申し上げた

いと存じます。

まず、石綿セメント管の施工に従事されてこられた企業局職員についてでございますけれども、この件につきましては、現在、医療機関等とも相談、協議をさせていただいてございます。直接レントゲン撮影でやっていいのか、あるいはCTスキャンというような方法でいいのか。あるいはまた費用等がどのくらいかかるものなのか、時期的日程にはどうなのかということを等々、今、ご相談申し上げているところでございます。それで、できる限り早い機会に職員についての健康診断を実施してまいりたいと考えているところでございます。ただいま準備をしているところでございます。

また、施工業者に従事された方々についての指導等でございますけれども、業者に従事された方々につきましては、管工事組合の方と連携をとりまして、早期に健康診断の実施を行うよう強く指導をしているところでございます。また、現在、施工方法等につきましては、管工事組合と連携を図りながら、施工方法、あるいは作業工程の進め方などについて、直接現場での実施を行ってございます。これらにつきましては、内容としましては石綿セメント管の切断を行う場合は、原則として継手部分で取り外すことを基本としておりますけれども、やむを得ず切断をする場合においては、アスベストの粉塵を吸引することのないように防塵マスクの使用、あるいは粉塵の発散を防止するための管に水をかけまして、湿潤状態にするなど、また切断するためのチェーン式カッターによりまして粉塵が発生しない方法で実施している現状でございます。そのような方法でもって、今現在進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（杉本博治君）　板橋総務企画部長

【総務企画部長　板橋継喜君　登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君）　答弁漏れありまして申しわけございません。アスベストの今後の対応でございますが、今回補正予算措置をした以外に残っておりますのは文化会館でございます。それと陸上競技場のホールの天井等でございます。この2件につきましては来年度以降対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉本博治君）　佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） 病院の件でお答え申し上げます。

まず、もう2人いるんじゃないかという噂ですけれども、早速聞き取りしてみたいと思います。

それから、院長は、きょうもまたお会いするわけですけども、私には頑張らなきゃいけないなと言ってくれてますので、きょう最終的にもう一度確認して、きっちりした形で皆様にご答弁申し上げたいと思い、きのうちょっと不明確な話しましたが、きょう最終確認をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それから、医師の充足、それから病院のいろいろ課題の解決に向けて、私も全力であたりますけれども、当然、私の力は限界があります。そういうことで退職する先生方にも後任者のお願いをしてありますし、それから今現在の院長、それからほかの先生方にも何か伝手はないでしょうかということでお願いしてございます。そういうことで、このあと、当然議会の皆様のご協力いただきたいということで、ご答弁申し上げておりますが、皆様のお力添えと、また、市民の皆様のご理解をいただきながら、この局面を乗りきってまいりたいと考えております。それで、先ほどご提言がありました議長へ早速お諮りいたしまして、お願ひをしてまいりたいと存じておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

以上でございます。

○議長（杉本博治君） 再質疑ありませんか。 18番

○18番（大森勝美君） まず、市長に病院問題ですけれども、何とかひとつ議長に早急に申し入れをして我々議会でも協議をして、市長にだけ責任をかけるんではなくて、我々もやっぱり責任を持ちながら、この対策に真っ向から取り組んでいくべきだと私は考えるわけですが、ただ問題は、私どもが心配するのは、何とか今10人の者が3人辞めて7人で、あと非常勤で切り抜けていけるという市長のきのうの答弁で、一つの区切りをついているわけですけれども、そうした市民の何といいますか、風聞が何となく真実性が持たれるような感じもするわけです。そうなりますと、もしかして、10人の者5人までということになりますと、私どもが心配しているのは、院長がある意味では責任を感じるんじゃないかと、こういうことで非常に心配しているわけです。ぜひひとつ、きょう院長ともお会いするようですが、できるだけひとつ懇願して、

男鹿のみなと市民病院の再生にひとつ頑張ってもらえるようにお願いしていただきたいと同時に、お辞めになるという方々への直接要請も必要ではないか。これは、いくら要請しても、もう計画済みの方もおると伺っておりますし、大変だろうと思うけれども、何とかひとつ、これ以上の欠員が生じないような、そして市民に不安を与えないような、そういう取り組みをしていただかないと、下手をすると患者が大幅に減ってしまうと。にっちもさっちもいかなくなってしまうというような事態が到来しないとも限らないので、ひとつその点よろしくお願ひしたいと、こう思います。

それから、表彰規程のことで、今私どもと同じ議員になっておる旧若美の16名の議員も、男鹿市の在職期間と対等に取扱うと、こういう市の条例をもとにした規則だと、規則をそのようにすると、こういう、今部長の答弁があったようですけれども、この5期20年ですか、在職の規程等について、5期ですね、5期20年、だから5、4、20年だね。そういうのは、これすべて県の、私は功労者表彰規程に準拠して男鹿市が取り上げてきたものだろうと思われます。そうなりますと、町村の議員は、市の議員と大幅にその年数が、表彰の年数が違ってるわけなんです。私は、その辺のところが、どうして規則をつくる段階で議論にならなかったのかということが、ひとつできたらもう少しお尋ねしたいと、このように考えております。

それから、アスベスト問題ですが、現在、文化会館、陸上競技場と、この2カ所が未補修のまま繰り越されると、こういうことですが、きわめて市民が多く用いる施設なわけです。したがって、財政的に厳しいかもしれませんけれども、こうした市民が多く利用する施設がアスベストに侵されているということですと、私は非常に、その点心配なわけです。予算とか財源とかでなくて、こういう問題は、何を削っても速やかに改修してやるというのが、やっぱり今の行政の仕事ではないだろうかという感じがするわけですが、今、もう予算が終わっております。じゃあ新年度の当初に、これを計上して改修すると、こういう計画をきょうお答えいただけないか。その点、ひとつお尋ねいたします。

それから、先ほど市民福祉部長がアスベストの被害に関する問題については、事業所の責任であると、それは当然そうなわけです。私が言っているのは、男鹿市がこれまで予期しなかったところにアスベストが使用されておるわけです。その場所は、どこの業者が実施したかということは、当然おわかりになっていると思うわけです。し

たがって、私は、男鹿市のこれまで、この事業所は、そこがアスベストを使ったか、使わないかは事業者はわからないんですよ。もう今は資料がないと思うんです。私どもが調べて、男鹿市が調べてはじめてこれ、ここにこういうものが使われたということがおわかりになったわけですので、やっぱり速やかに、その事業所にこうしたものを、ここにあなた方が仕事をしたと言って、当時そこに加わった方々にひとつ周知して、なんとか検査でも何でもしていただきたいと、こういう行政指導が、私は必要でないかということを言っているわけで、その点をどのようにしてまいるのか、ひとつお尋ねいたしたいと、このように思います。

それから、指定管理者の問題、今承りました。

この中にですね、指定した、公募したのが10社のうち6社で、10施設のうちには6、3施設に対しては2、1施設に対して3の応募があったと、こういうことなんです。それで、ちょっとこの中で、これは具体的なことは所管とのかかわり合いで申し上げていきたいと思いますが、国民宿舎の場合は、今回の観光開発公社、株式会社おが地域振興公社を指定しておるわけです。これまで、男鹿市の開発公社が管理運営してきておるわけですし、あそこには専任職員を配置しておったわけですが、今度そうした、これでいきますと助成措置は国民宿舎が入っておらなかつたようですが、そうすると全く人事は、地域振興公社で独立採算性で行うという形で理解していいのかどうか、この点をひとつお尋ねいたします。

それから、若美地区のいろいろな集落施設について、すべて委託、無料で実施しておるということのようですが、そうすると、今まで町、あるいは今度市から電灯料なり水道料なり、そういうもののすべての市の持ち出しというものが一切ないと、こういう具合にして理解していいのか、その点をお尋ねして終わります。

○議長（杉本博治君）　板橋総務企画部長

【総務企画部長　板橋継喜君　登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君）　まず、表彰条例の方の取扱いでございますけれども、ご指摘のように県の地方自治功労表彰につきましては違いがございます。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、今回の合併が新設合併だということがございまして、私どもは基本的には同じということで考えております。

それから、アスベストにかかる今後の改修でございますけれども、文化会館につき

ましては、機械室というふうなことで、市民が直接入る場所ではないということがございます。それから、陸上競技場につきましては、来年度改修を予定いたしてございまして、それとあわせて工事を行う、改修を行いたいということでございます。

それから、国民宿舎の現在職員の取扱いでございますけれども、これにつきましては、地域振興公社への移行といいますか、それを今交渉、協議進めておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（杉本博治君） 畠山若美総合支所長

【若美総合支所長 畠山信英君 登壇】

○若美総合支所長（畠山信英君） お答えいたしたいと思います。

若美地区の町内会集会施設の維持管理費の件ですが、町内会に育成交付金を交付しておりますので、その中の対応になると思います。

○議長（杉本博治君） 三浦市民福祉部長

【市民福祉部長 三浦正勝君 登壇】

○市民福祉部長（三浦正勝君） お答え申し上げます。

アスベストの件の従事者、事業者等のその後の対応でございますけれども、それぞれの建築物の年数については、それれかなり経過してわからない部分もあるかと思いますけれども、現在わかる範囲内では事業者、あるいは従事者に関して、今言ったアスベストの関係のそういう周知はしておりますけれども、窓口を通じてしておりますけれども、事業者側でも県を通じて、このアスベスト対策について通知がしているわけでございまして、その中で、実際、当時勤めていた会社、これが確認できた場合は、その健康相談、健康診断した場合の費用については検査料は無料となっています。それで、会社がなくなったり、辞めた会社がはっきりしない、連絡の取れない、そういう事業所に従事していた方については、社会保険事務所の方に連絡をするようなそういうことになります。それらの相談を通じながら、それぞれ健康被害者に対する対応はとられているわけでございまして、市としてもいろいろな健康相談、あるいはその件、そういうものを通じながら、できる限りそういう対処の仕方をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（杉本博治君） 佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） 病院の方ですけれども、今、3名の方の中で、まだ3月いっぱいでどうかと言っている方もちょうどありますので、この方の慰留に、まず今全力で説得しているところです。それから、あとさっきの2名という噂の方ですけども、これももしかして聞いてあれでしたら、できるだけの慰留に頑張っていきたいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（杉本博治君） さらに質疑ございませんか。18番

○18番（大森勝美君） まず、財政問題に関してですが、先ほど部長の方から合併自治体は、交付税参入にそれほど影響がないと、こういうことのお答えのようですが、私は菅総務副大臣の講演をつぶさに聞いておりましたけれども、合併、未合併問わずして行革の努力の見られないものについては、交付税を減額していくと、こういう方針だということを述べておったわけなんです。したがって、あるからといって安易な行革では、私は先行きが非常に大変だと思うわけです。だから、とにかく合併によって経常収支比率、あるいは起債残高ものすごく上がっているでしょう。やっぱり思い切った行財政改革を断交しないと、私は息詰まってしまうと。ほかの合併市から見ると、どんどん後退してしまうという心配があるわけで、思い切った行革をしないとできないと思いますので、特に、人件費については、思い切った英断を下して、当初の計画で、その146人の減、22年まで66人ということでなくて、1年でも早めることによって、相当の財政余力が出るわけですので、その点、答弁はいりませんが、ひとつ努力していただきたい。このように考えます。

その表彰規程にしては、これは議案質疑ですので、これ以上のことは申し上げられませんけれども、もう少しやっぱり慎重に、そういうものの規程の作成というものがあってしかるべきであったのではないかという感じがいたします。

なお、最後に1つだけ若美のですね、小さなことで申しわけございませんけれども、委託料は無料だけれども、育成交付金というものを町内会にあげておると、こういうことですが、これはどの程度の金額が差し出されているのか。あるいはこの計画がさらに合併協の申し合わせで、何か定まっているのか。そして来年度はどのような予算措置をしてまいるのか、その点だけひとつお尋ねして終わりたいと思います。

○議長（杉本博治君）　畠山若美総合支所長

【若美総合支所長　畠山信英君　登壇】

○若美総合支所長（畠山信英君）　お答えしたいと思います。今年度の町内会振興育成交付金の金額ですが、468万6千円となっています。22の町内会に交付しております。合併協の中での、これは協議した事項でございますので、当分の間は十分協議しながら、この交付金を支出していくことになっています。いずれまた予算でもまた慎重な検討審議が行われることになっています。

○議長（杉本博治君）　18番大森勝美君の質疑を終結いたします。

次に27番柳楽芳雄君の発言を許します。27番

○27番（柳楽芳雄君）　おはようございます。

私はきょうは病院の問題一本で質問させていただきます。

本来、年末を控えて明るい話題が欲しい中で驚天動地というか、この急に言われたみなと市民病院の医師の問題が急浮上しております。2日間の一般質問でも、約半数以上の方が病院問題を取り上げ、関心の高さが伺えると思います。

そこでですね、私は市民に対し不安を払拭するために、安心を与えるために建設的な意見をしたいと思いますが、よろしくお願いしたいと思います。それで、県の市町村課からは、こういう病院、県内の公立病院、住民施設の財政状況は、私もらって、今、見ているわけですが、これには一切触れません。病院の運営面についてですね、最近の動向を三、四紹介して質問に入りたいと思いますが、私はね、10月に腰を痛めまして、どうしてもね、今のみなと市民病院の整形外科にはちょっと抵抗があって行けませんでした。友人の人に聞いたら、名前を言いますがね、天王の西高の前に斎藤整形外科、そこへ進められて行ってきました。そして10時半頃行ったらですね、男鹿の人がわんさといらんんですよ。北浦方面からも、南磯方面、もちろん船川、それで9時40分のバスが船越から出るんですよ。それが20人乗りのマイクロバスにわんさといらんんです。これが毎日です。日曜日以外。ですからね、あれを見てね、終わって1時頃帰るときに先生と空いてる看護師がお見送りするんです。これは公立病院ではできないでしょう。民間だからできるでしょう。ですから、今もう病院も変わりましてね、神様的に患者を診るということも1つです。

それから、11月14日にね、眼科へ通っている患者から私に電話したり、それか

らお会いして苦情を言いました。今まで白内障は2日ぐらい入院して手術してたのが、一挙にできなくなってるんですよ。それで、白内障の患者は皆大学へ回されます。それで、手術までの間は、3日も4日も通わせて、手術を4、5日かけてやるって大変苦痛だという、そういう訴えです。そういうのを聞きまして、そして、11月18日にね、病院の看護師さんが、中堅幹部の看護師さん方が5名集まりましてね、私も交えて話し合った結論はですね、今、噂になっている3名の医師が仮に辞めるとですね、7人体制では夜間診療、休日、祭日診療できないと、はっきり言うんですよ。ということはね、回転制ですから、先生だって日勤の仕事があるでしょうしね、毎日一週間、毎日でしょう、夜間。それは日曜、祭日もそうでしょう。そういうのを聞いてね、市民の間では大変不安がってます。それで、最近はですね、病院内の看護師さん方も動揺を感じております。規模縮小になるのではないかというような不安を抱いております。これが今の現状です。

ですからね、仮にですね、私、今具体的なことを質問しますがね、今10人体制で7人になった場合、中川さんね、看護師の中堅幹部の人ができるないって言う休日、祭日診療、特に夜間診療、こういうのはできるんですか。これは、市民の不安を払拭するためには、私が質問してるのでね、あなたが病院のエキスパート、病院に関しては長けてるという市長の高い評価ですから、果たして7人体制ができるのか。7人体制でできても、来年また1人ないし2人辞めるということで5人体制でも、これはどうなのか。そこら辺ですね、忌憚のない意見を聞かせてください。

それで、きのう市長の答弁でもね、本音がでたようにね、大学からは来てくれるなという教授もいるという話を聞きました。それから、私はね、その話を聞いて、これは現実だと思います。かつて寺田知事が研修医を二十数名集めて横手でやったでしょう。そのときは、県内に残ると言った医師は1人よりいないんですよ。そういう現状です。ですから、この看護師さん方もはっきり言いました秋田大学を頼っては絶対だめだって。ですから、マスメディアを利用し、それから中央国會議員、医師会会長、厚生省ですか、今病院担当、そこら辺へ強力な働きかけを市長を筆頭にですね、市民有志でやったらどうかというような話です。仮にですね、今私が一般質問した夜間、休祭日診療をするとですね、市民は大変でしょう、もちろん。それから、老健施設もかなりの数で、1日30数名が来てるという話も聞きました。特にね、これまず一般

の人はわからないのはね、観光客ですよ。今、市では観光課が独立して、修学旅行を誘致してるんですよ。総合病院の休祭日、夜間診療が必須条件なんですよ。こういう病院がないところへは、修学旅行も大手の観光客は、斡旋業者はそこへ送りませんよ。泊まりのお客は、日帰りは送るけれど。そういうね、大変な問題も含まれておりますのでね、そこをまずちょっとね、まず夜間診療、休祭日診療、これができるのかできないのか、ちょっとお願ひします。

○議長（杉本博治君） 中川みなと市民病院事務局長

【みなと市民病院事務局長 中川良一君 登壇】

○みなと市民病院事務局長（中川良一君） ただいまご質問受けたことにつきましては、きわめて深刻な問題だと、そのように考えてございます。これにつきましては、院内の体制を整備ということで、いろいろ局の方ともこれから議論をですね、さらに積み重ねていきたいと、そのように思います。よろしくお願ひします。

○議長（杉本博治君） 佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） 国、県への、それから関係団体への働きかけですが、今もやっているわけですけれども、これからもっと強力的に皆さん、議員の皆さんのお力いただいて、また、心配している方々のお力いただいて、なお一層強力に進めてまいりたいと思います。ただ、政治家がですね、あまりはまると嫌がる先生がおりまして、その辺がどうかなという感じもしますが、それは別問題として困っていることを訴えて、そして動くことは大変重要なことだと思いますので、今後また一層強力に動いてみたいと思いますので、お力添えを、ぜひよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉本博治君） 再質疑ありませんか。27番

○27番（柳楽芳雄君） 中川さん、もう少しはっきり言ってもらえればありがたいんですがね、病院の体制で考えるということは、7名体制ができるのかできないのかということを私聞いているんですよね。それ回転するんでしょう。きょうの夜間勤務は誰それ、土曜日は誰それ、日曜日は誰それという回転するんでしょう。7人でできるかできないかを聞いているんですよ。

それからね、今、市民の間で、これ12月5日に本来胃潰瘍で病院へ入院しなければいけない船川の人がね、内科医師が辞めるというのわかって、ほか行きましたよ。

秋田市の個人病院、大手の個人病院、そういう現象があらわれているんですよ。ですから、私はね、市民に不安を与えないためにどうすればいいかということで、これは議会の我々にも責任があると思います。今まで、平成10年からオープンした病院を、このまま放置していた市長にも責任があるでしょうし、我々にももちろん責任はあると思います。そういう見地から話してますよ。

それから、医療ミスみたいなものも1件出でますよ。これは、南磯の男性ですがね、顔を虫に刺されて病院行ったら薬与えられて、その薬飲んだら突然意識がもうろうとして、3日後に行ったらこの薬飲んでれば治ると、それで私も行って、これだとだめだと、脳研へやつたらね、即入院、そして調べたら心臓が悪いということで、今赤十字に行って、12月2日にオペしてます。そういう医療ミス的なものも今発生してるんですよ、現実に。だからね、私は現実を踏まえて、これを今真剣に取り組まなくちゃいけないということで、今一番のまず高齢化率も30パーセントを超えるとしている男鹿市がね、今私のね、ほとんど毎日のように救急車が走ってます、ピーポーピーポーって。あれがもしも、休日診療がなければ、どんな状態になるかを考えればね、やはりね、これは一市長だけでなく、議会全体としてね、どう取り組むべきかということを真剣に考えてですね、やっていかなければならぬことだと思います。大変な問題だと思います。

今、年末にかけて、今かなり死亡者も増えてきておりますがね、やはりね、市民の命と健康を守るね、総合医療としてのね、病院ということでですね、病院の建設の基本計画に戻るべきだと思いますよ。13科ですか、13科あるのに本来であれば20数名の医者がいなければならぬでしょう。中核医療として、これ計画した病院でしょう。ですから、建設時に病院を建てるのに医者の100パーセント確保しないまま建設した、そもそもの発足が、今尾を引いているんです。増えていけばいいんですがね、減っていっているでしょう。中川さんね、もう1回ね、7人体制で夜間診療、休祭日診療できるのかできないのか、あなたはエキスパートだと言ってるでしょう。ちょっとまづね、検討するんでなくね、物理的に無理なのか、いわゆる人的に7人でも回転できるのか、それにちょっと答えてもらいます。

○議長（杉本博治君） 中川みなと市民病院事務局長

【みなと市民病院事務局長 中川良一君 登壇】

○みなと市民病院事務局長（中川良一君） 今、10名の医師の方の中で3名が退職しますと7名ということになりますけれども、今、現実的には秋大の医師の方からの応援も願って救急、並びに夜間体制というんですか、そういうことに対して応援を願っているところでございます。そしてまたこのあと、医師の充足に関しまして、そういう夜間救急体制について、どのような形で応援してもらえるのか、それがまだ不明確なところがございますので、私としては、現実に7名になりますということになりますと、これは深刻な問題であると、そのように受けとめていると、そういうことでございます。

そういうことで、もう少し医局の体制の中で、先生方が自分たちの伝手とか、何かそういうことで、そういう医師の方々を要請できるのかどうか、そういうことも見きわめなければならないのかなと、そういうふうに思ってございます。よろしくお願ひします。

○議長（杉本博治君） さらに質疑ございませんか。27番

○27番（柳楽芳雄君） 7名体制でも容易でないと、そういうことはっきりしました。

私はね、これ市民、先ほども何回も言っていますがね、市民の不安を払拭するようね、動搖を与えては困るという立場でも質問しておりますがね、ぜひとも市長ね、これはね、何というかね、やはりね、市をあげて現場の看護師さん方も言っています。それから、現場の看護師さんの中でね、これは病院をこのままにしておけないということで、確か12月1日にね、何か組織されたそうです。これは病院の委員長、事務局長わかるでしょう。私は又聞きですから、病院の看護師さんを頂点にして、病院を維持、縮小しないで、このまま維持していこうという動きがあったこと、わかりませんか。これわかるでしょう、夏井さん。わかったら答えてください。

そういうことでですね、病院の現場からも、いわゆる規模縮小は困るというような深刻な問題も出てきてるのも現状です。それで、今まで医局会議には、一切病院の先生の辞めるというのは伏せていたらしいですね。それが9月の決算委員会で議会だよりにぽんと出た。それで職員がこれは大変だというようなことで、今、大変動搖しております。ですからね、この議会はね、やはり、きのうおっといの一般質問で病院に关心を持った人方があれだけ質問しているということでね、あなた方も真剣に考えなければいけないし、先ほど、大森議員が言ったように行政だけでなく、議会でも何らか

のやはり対応をすべきでないかなと、私はそう個人的に思っておりますが、これは代表者会議で、また進言したいと思いますが、とりあえず病院内に何か組織されたということを聞いておりますが、それわかってたら話してみてください。

○議長（杉本博治君） 中川みなと市民病院事務局長

【みなと市民病院事務局長 中川良一君 登壇】

○みなと市民病院事務局長（中川良一君） お答えいたします。

病院の中で看護師さんの方で、そういう医師の充足について非常に心配しまして、そういう会を設けて、いろいろ意見交換したと、そういう話は聞いております。
以上でございます。

（「組織の名前は。」と言う者あり）

○みなと市民病院事務局長（中川良一君） そういう組織の名前は、私はちょっと承知してございません。

○27番（柳楽芳雄君） 終わります。何か病院を守る会だそうです。

○議長（杉本博治君） 27番柳楽芳雄君の質疑を終結いたします。

（「議長、ちょっと議事運営に対して、議長に対してお尋ねしたいことがありますので、ちょっと若干休憩をお願いいたします。」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） 暫時休憩いたします。

午前11時14分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（杉本博治君） 会議を再開いたします。

以上で通告による質疑は終了いたしました。ほかに質疑ございませんか。4番大渕與吉君

○4番（大渕與吉君） あまり不勉強でございますので、若干質問させていただきたいと思います。

まず、指定管理者の問題、先ほど大森議員からも出ましたけれども、この125号と126号、旧若美に関連のある問題でございます。かつて、インフォメーションセンターは、公社という形でもって運営されておりましたし、WAOの場合は株式会社と、こういう形に運営されておったわけでございますけれども、一昨年ですか、昨年

ですか、若美観光株式会社WAOの方に統合したような経緯がございます。それが、今回のこの指定管理者制度を見ました場合におきまして、WAOの方は今までどおりの株式会社若美観光物産が指定になっておりますけれども、インフォメーションセンターの方が切り離されまして、社団法人男鹿市観光協会が指定になるということでございますけれども、つい最近統合しておりますながら、この指定管理制度になって、また別れるような状態になったということでございます。どういうわけでこうなったのか、その位置づけをひとつお尋ねしておきたいと思います。

それから、これただいま三浦議員からいろいろ指摘されましたけれども、このぐらいは聞いてもよろしいだろうと思いますので、ひとつお許しいただきたいと思いますけれども、きのうの一般質問の中に安田議員から下水道の問題、若美北部地区の下水道の問題が出ておりました。確かにこれまで、若美の下水道の場合は、大分進捗しておりますけれども、雄物川流域下水道、そして今また宮沢と釜谷地が漁業集落排水事業でもって行っております。残された玉ノ池、柳原、石田川原、五明光、これが浄化槽だということになっておりまして、地域の住民から大変に困ってるんだということを聞いております。きのうも質問がありましたけれども、その浄化槽も1年に4戸から5戸よりできないと、そうすると残された人方はいつになら近代的な水洗トイレになるのかという問題でございます。きのうの市長の答弁では、浄化槽の整備事業、これでもって今後検討していくと、こういう答えでございましたけれども、合併になったのですから、どうかひとつ、このようなものを計画変更いたしまして、やはり住民等しくなれるような下水道事業に切り替えることはできないものかどうかということです。

もう1点、私は旧男鹿地区の下水道の工事計画は全くわかりません。後ほどに図面があったらいただきたいと思っておりますけれども、聞くところによりますと脇本地区、これが今、現在大倉までいっているということでございますけれども、このあと飯ノ森、浦田、樽沢、百川と戸数もありますし、面積があると思います。その方々からの声でございますけれども、うちの方には本管も入っておらないし、計画にも入っておらないと。同じ税金を納めながら、どうして我々の方はこういうふうになっておるのかと、ここら辺ひとつ議員の立場といたしまして、機会があったら議会で聞いていただきたいと、こういう声がたくさんございます。ですから、そこら辺もひとつ重

ねてお願いいいたしたいと思います。

以上です。

○議長（杉本博治君）　板橋総務企画部長

【総務企画部長　板橋継喜君　登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君）　指定管理者の選定委員会の関係でお答え申し上げます。

まず、今回の公募された施設につきましては、男鹿市の公の施設にかかる指定管理者選定委員会で審査をいたしております。この選定にあたって、男鹿市公の施設にかかる指定管理者の指定手続き等にかかる条例の選定基準、これに照らしまして総合的に審査して適當と認める団体、これを指定管理者の候補者として選定いたした次第です。それで、インフォメーションわかみにつきましては、3社の応募がございました。それで、この選定ですが、具体的には公募で複数の団体の応募につきましては、適正を期するために県の例に倣いまして、各選定基準項目に点数を付けて審査するという方法を取ってございます。

そういうことで総合的な点数の中で、総合的な判断の中で選定したということでございますので、よろしくお願ひします。

○議長（杉本博治君）　佐藤助役

【助役　佐藤文衛君　登壇】

○助役（佐藤文衛君）　大渕議員の下水道、特に旧若美のことありますので、補足で説明をさせていただきます。今、確かに個人の合併浄化槽ですと、そういう形になつていかざるを得ないのかなと思っております。まだ、その計画できておりませんけども、今、当局としてはそういう集落、もちろんこれは若美だけではございませんけども、集落単位の大きな合併浄化槽でできないのかなと、そういう検討を今しているところで、これを急いでやっていく必要があるのかなと思っております。

それとあわせまして、今度は旧若美ではやってございませんでしたけれども、旧男鹿市では非常に良かったのは、やっぱり計画を実行する前に、それぞれの集落からアンケートを取ってございます。それで、下水道が整備されると、皆さんの家庭では加入していただけるのかどうかと、こういったことは今度、若美も大変いいことありますので、そういうことを採用しながら計画をつくっていきたいなと、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（杉本博治君） 山口産業建設部長

【産業建設部長 山口淨児君 登壇】

○産業建設部長（山口淨児君） お答えいたします。

今後の下水道の整備計画でありますけども、まず、脇本地区についてご質問ありましたので、お答えいたしたいと思います。まず、大倉、飯ノ町については、今年度から始まっております。それで、20年には完成する見込みであります。それから、浦田、樽沢、百川の3部落、3地区につきましては21年からの29年の完成を目指して工事に着手したいと、こう考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（杉本博治君） 再質疑ございませんか。4番

○4番（大渕與吉君） 指定管理者制度、今、総務部長からお答えいただきまして、大体わかりました。ただ、インフォメーションセンター、これが公募になったということでおざいますけれども、いつか我々も委員会に行っても話しましたけれども、でき得る限り、現在のやっていけるような施設であったら、公募をしないようにしたらどうかと、こういうことを提言いたしまして話し合いしておるようなわけでございましたけれども、どういうわけで、このインフォメーションセンターだけが、公募にかけたのか、それで、公募された場合に3社が公募に出たということでござりますけれども、おそらく今後民間の業者が入った場合には、いろいろと不便なところもあるし、または便利なところもあると思いますけれども、やはり今までどおりに観光開発株式会社は若美の観光開発株式会社が経営してきたのでありますから、それでもって指定管理できなかったのか、そこら辺でございます。そこをひとつお尋ねしておきたいと思います。

それから、助役から答弁いただきました。若美の北部地区の下水道の問題、今度浄化槽が今初めて聞きましたけれども、集落ごとの大きな浄化槽にするというようであれば、それは大変に進捗率が上がると思います。結構なことでございますので、ひとつそのように持って行っていただきたいと思います。

ただ、今、山口部長、浦田以北、この件を年次別に示されました。21年から29年度までですか、こういうことがありますよ、部長、地域住民が全然全く知らないんですよ。全く本管も通っておらないし、計画ないと、そうすれば我々はどうするのかと。そういう浄化槽の場合は、今言うとおりいくらでも設置されないので、しかも抽選で

やっておると、抽選の当たらない人はいくらなっても、やはり水洗トイレは使えない
と。こういう話が出てきておるんです。ですから、今言ったように、今後21年から
29年度ですか、にやるという、このはっきりした計画があるならば、まず地域の住
民に周知徹底して安心させるのが、しかるべき政治の道ではないかと、こう思うわけ
でございますけれども、ひとつそこら辺、どう考えておりますか、お尋ねしておきたい
と思います。

○議長（杉本博治君） 山口産業建設部長

【産業建設部長 山口淨児君 登壇】

○産業建設部長（山口淨児君） まず、若美のインフォメーションですけれども、イン
フォメーションわかみの件ですけれども、まず、このたび選考委員会で男鹿市観光協
会が、まず指定候補になったということあります。それで、まずあの施設は今案内
というよりも、直販やったり、食堂やったりしているわけですけれども、まず私ども
としては、そこをまず本当の意味の観光案内施設にしたいということあります。そ
れで、食堂については、まず民間の方にぜひ委託したいというふうな方向でも考
えていきます。ノウハウのあるやっぱり男鹿市観光協会がやった方が、一番
理想的ではないかというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思いま
す。

それから、下水道の住民に対する周知徹底の件ですけれども、これから広報等を通
じて周知していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（杉本博治君） さらに質疑ございませんか。

○4番（大渕與吉君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（杉本博治君） 4番大渕與吉君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。6番

○6番（吉田清孝君） 通告しておりませんで恐縮ですけれども、指定管理者制度の中
で10施設を公募されたという中で、これはもう公募しなければいけないというふう
に私は認識しております、若干大渕議員と違うわけですけれども、その中で、協定
で何か5年とかというふうな話のようですがれども、勤労青少年ホームが3年と、そ
れから今何かインフォメーションも3年なのかなという、あとほとんど5年と、それ
がですね、私からするとこの公募されたものについては、3年ぐらいがまず適当でな

かろうかという気持ちで質問しますので、といいますのはね、全然今回指定管理者制度をやるにあたって、9月議会でまず来年からやると。そしてこの期間というのは3ヵ月か、そこらで今回こういう形でやると。民間企業がね、この指定管理者制度をやって、民間活力なりいろんな部分でノウハウなり、いろんなそういう部分で経営していくだけというふうな趣旨からすると、これがまた5年もやると、少なくとも公募したそのものについては、施設については、また後ほど3年ぐらいでやる方もいろんなね、何といいますか、逆に経営に力が入るというか、そしてまた参加したいなと思ったのが3社ぐらいしか今回、一番多いところでも3社ぐらいしかなかったけれども、3年後なると10社になるかもしれないし、そういう部分で5年というのは長いんじゃないかなという考え方を持ちますし、この指定管理者制度の意義でね、何となく全然変わらないという部分がちょっと釈然としないので、その考え方をですね、仕方なく何か法律が改正なったから、仕方なくやるような気がしてね、ならないわけですけれども、そこのあたりの基本的な考えが、今回のもし5年だとすると、おかしいのではないかなという気持ちに対して、答弁をいただきたいのであります。

○議長（杉本博治君）　板橋総務企画部長

【総務企画部長　板橋継喜君　登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君）　指定管理者の期間について、お答えいたします。

全体的な中で5年が多いということで、私の方から。それで、実は今回の指定管理者につきましては、第3セクター、あるいは公共的団体に現在管理を委託している施設を中心に指定管理者制度を取り入れているということが、まずございます。それで、どのくらいの期間にするのかということにつきましては、期間についての定めはございませんけれども、施設の性格等を勘案して適宜定めることというふうになってございまして、選考の事例では大体3年から10年までさまざまではありますけれども、秋田県のその他の団体の例を見ると5年が多いという感じがしております。

それで、この理由は、やっぱり期間が短いと受託団体自らの職員を雇用して計画的に長期的な経営方針を立てていくことができにくいと。それで、年数が短いとコストの負担、これが厳しくリスクが業者にとっては多くなるというようなことで、逆に指定期間が業者にとっては長ければ長いほど受託する側が良くなるわけですから、私どもとしましては5年というのが適当な長さではないかということで、基本的にさ

さまざまな施設の5年が多くなっている理由でございます。

以上でございます。

○議長（杉本博治君） さらに。6番

○6番（吉田清孝君） 私、総務部長じゃなくて市長にね、この地域振興公社の社長をしているいろんな、なまはげ湯っこランド、それからWAOだとか、それから、今、今回は国民宿舎だと。今までの流れを全然変えない指定管理者制度をなぜ5年もやられるのか、何か違った角度で、この指定管理者制度というのは国で2003年に法律改正してまでやっておられると。その何かのチャンスなのかという部分で、また漫然と、この5年間もやるということについて、市長はいや、今総務部長が言われたような判断で、地域振興公社が受けるんだと、何というかね、何かこれをね、市政の転換としてのチャンスととらえて、今回は3年ぐらい、さっきの公募したものですよ。10施設、ほかはいろいろな中で5年でも総務部長のさっきの答弁でいいんですよ。まことに、その10施設、公募したものについて、今回の中でね、考えるべきあれじゃないのかなという部分について、お考えを示していただきたいと思います。

○議長（杉本博治君） 佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） お答え申し上げます。

今回、指定管理者制度になったことは、大変いいタイミングだと思いますし、私も社長やってるというのは、ちょっとうまくないんじゃないかという意見も皆様からもありますし、市民の中からもあると思いますので、今回この機会に全部一新して、新たにまた心機一転スタートするということに、早速社長なども変えていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（杉本博治君） 6番吉田清孝君の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時37分 休 憇

午前11時38分 再 開

○議長（杉本博治君） 会議を再開いたします。

次に吉田孝一郎君の発言を許します。

○15番（吉田孝一郎君） 質問いたします。

下水道の件で、私の地区のところ、今、盛んにやっておるわけですけれども、私がその産業建設委員会でございますので、その件は省きまして、ごみ処理場のことできつと質問したいとこう思います。

きょうも、ちょっと遅刻してまいりましたけれども、非常に今、最近は温暖化でございます。いろいろな地球規模でオゾン層の破壊とか、いろいろな面で今論じられているわけでございますけれども、今一番大切なのは、その環境整備のいわゆる都市下水、それからごみ焼却炉、そういう関係で非常に重要な一部分を占めておるわけでございますが、今、男鹿市でも、そのような計画を5年前からですね、ごみの焼却炉の計画をなさっておったわけですけれども、私の覚えているというんですか、その完成時は、国体前に完成するという計画で、現在の仁井山地区のごみ処理場を解体して、新たなところでやると、そういう計画を持って、進められてきておったわけですけれども、昨日の一般質問の市長の説明の中では、ごみ処理場の最終は平成20年だと。非常に私の感じておったことより2年ぐらいまだ先延びしたということでございます。このことについてですね、現在の仁井山のごみ処理場が、果たしてもう2年持ちこたえることができるのかどうか。そして、もし持ちこたえるにするにしても、その処理場のですね、いわゆる経費ですね、どのくらいの、そのまで、現在のまで稼働できるのかどうか、もし修理とかですね、それを活用していくためには、もう何年活用する能力があるのか、そしてまたどのくらいの経費がかかる予定になっている、なるのかどうかですね、その点をまずお聞かせ願いたいとこう思います。

また、ごみの処理場にはガス分類型、ガスですね。溶融型方式と、また、今男鹿市でやるというんですかね、私はまず組合議員でないからわかりませんけれども、分離型方式、いわゆる分別型方式ですね、それをやろうとしておりますが、どちらの方に男鹿市ではやるのかどうかですね。組合の方々もおるわけですけれども、我々一議員として全然知られておらないのですね、どちらの方にやる計画なのかどうか、もしできましたら、その点についても発表してもらえば非常に助かります。

○議長（杉本博治君） 三浦市民福祉部長

【市民福祉部長 三浦正勝君 登壇】

○市民福祉部長（三浦正勝君） お答えいたします。

まず、ごみの処理施設の現在の仁井山の清掃センターのこのあととの心配の件でございますけれども、計画でございますけれども、このごみ処理施設、今現在新しい施設、整備計画を進めているわけでございますが、この今現在進めている清掃センターについては、20年4月をめどにしておりますことから、このあと2年くらいは、何とか維持しながら稼働させたいという考えであります。

その中で、14年のダイオキシン対策の際に、12月、11月ですか、12月1日から現状のままでは、当時ですけれども、現状のままでは稼働できないと、そういうことからあそこを改修しまして、ダイオキシン対策を講じてごみ処理、当時も処理計画進めておった関係上、使わなきゃならないと、使用しなきゃならないということでいろいろ検討しましたところ、今まで施工関連業者でありました業者の方といろいろ協議しまして、何とか5年ぐらいは稼働できるような形にしてほしいと、していけると、そういうことで改修に向かったわけでございますが、その際に、年間、これまでも維持補修費、費やしてきましたけれども、年間3千万から4千万、このぐらい維持補修費を費やしていくと5年は大丈夫だろうと、そういうことで進めた経緯がございます。そういうことで、このあと2年間、残りありますけれども、私どもとしては適正な管理しながら、何とか、この新しいごみ処理施設ができるまで、もたせたいという考え方でございます。

それから、処理方式については、市長も諸般の報告で申し上げておりますとおり、現在一部事務組合の方で、議員お説のように、いろいろあるわけですけれども、3方式、3種類について今検討しているところでございまして、このあと時期的にそろそろ決めなきゃならないという、そういう時期に入っていますけれども、一部事務組合の方で検討されておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（杉本博治君） 再質疑ありませんか。15番

○15番（吉田孝一郎君） 何といいますか、今修理のタイムリミットもですね、14年から5年間ということで、年間3千万から4千万かかっていると、維持費がですよ。私の聞くところでは、まだかかっているはずなんですが、それをあなた方がそういう答え、そういう答弁してるのでそれを信じてもですね、私の聞いたガス溶融炉の方ですね、それとも分類型かどっちかということなんです。そのことは決めなければなら

ない時期に来ておるし、もうせっぱ詰まっているはずなんですけれども、どちらの方にやるのかということ、私まず1つ聞いております。そのことについて答えてもらいたいということと。

私は、以前から合併前からですね、いろいろ建設委員やりまして、このことについて今後ですよ、このごみ処理場というのが、最大の男鹿の市民の関心事だと。しかも、これをやらなければ環境汚染にもつながるし、何としてもですね、これをまず大きな市民のひとつの起爆剤といいますか、産業革命といいますか、そのような方向に持っていくかなければならないという起点からですね、いろいろ視察なり、そういうものしてまいりました。それで、私は以前の議会の予算委員会でも話したことありますけれども、花岡のですね、大館の花岡のあそこのごみ処理場、そして、ごみの処理、解体、そこをですね、いわゆる視察し、また、能代火力発電所も見てまいりました。能代火力発電所では、現在石炭火力でございますけれども、140万キロワットを生産しているそうでございます。それで、秋田県の1日の消費量は、125万キロワットだそうでございます。そこで勉強したわけでございますが、それで、能代の1日のですね、大体約500人から600人、そこに稼働してる人ですね。あと週に石炭上がるところ、そういうときには1千500人から2千人と、そういうようなことも火力発電所の所長からの説明を受けております。すばらしい地域のですよ、雇用の対象になってるし、雇用の何というんですか、活力といいますか、非常に今現在職業のない中で、能代の火力発電がそのような労働力に資して寄与しているということで、びっくりしてきたわけでございますが、私はこれから男鹿市で今、ごみ処理場を計画され、実施されるようでございますが、私の持論としてですね、やはり今後やるとすればですよ、やはり発電を、いわゆるごみをですね、発電を兼ねたいわゆるごみ処理場にしてもらいたいと。こういうひとつの希望があるわけです。なぜならば、市長が先日ごみの総量のことを発表しておりました。年間1万4千トン弱だと、そのようなことを言われまして、私はすぐ自分なりに計算したわけですけれども、大体1日に40トンぐらいです。それが、井川、五城目、大潟、その地区が入りますと仮に30トンとしましても1日の消費料が約70トンぐらいになると思いますが、これに差異があると思いますが、私の計算でございます。そうなりますと、やはりこのごみのですね、これを活力にしましてですよ、それを発電にするということは、いわゆるごみそのものが、や

はり石炭火力、それからガス火力になるわけなんです。そこにその発電施設、いわゆるそういう施設つくってですよ。やっぱり地域の発電能力を生かしてですよ、地域に還元するならば、最大の資源活用になるんじゃないかなと、こう思うわけで、何とかですね、今の分離処理でなくですよ。ガス溶融方式の方で、何とか持って行ってもらいたいと、そういう考え方で今ここに立っておるわけですけれども、今、ここの非常に労働力も非常に、皆住民の方々困っています。仕事もなくてですね、そういうもう少しですね、やっぱり単発的でなく、将来を見通したそのような機種選定とかですね、そういうものを考えてもらえないのかどうかということを、私お願ひと、またそのことにそういうことが、これからですね、そういう機種選定にあなた方もひとつ、もう一度ですね、考え直してやってもらえるのかどうかですよ。私は、分離方式でなく、ガス溶融方式ですか、そのことについてやってもらえないかどうかという、そういうまず質問でございます。

○議長（杉本博治君） 佐藤助役

【助役 佐藤文衛君 登壇】

○助役（佐藤文衛君） お答えいたします。

この件に関しては、先ほど市長の諸般の報告の中でも処理方式については、去る1月28日開催の同組合全員協議会において協議をいたしておりますが、今後、さらに検討すると、こう報告をしております。それで、今、開会中にも、近いうちにもう一遍そういう全員協議会を開催していただき、説明をするつもりであります。したがいまして、まだ今のところ方式が決定されたわけでもございませんし、そういうことがあります。

それで、ごみの発電については、我々も、もうこの協議会だとか、いろんなもの立ち上がる前に何度もいろんな処理方式、あるいはその規模について調べて説明も受けてしまいましたが、今、5市町村のこのごみの範囲内での発電はかなり無理があって、もっとも不経済だとこう言われております。ですから、今のところはそういうことは一部事務組合の中では発電は無理なのかなと。ただし、温度調整のために温水は出ますので、そういうものの利用はできるのではないのかなと、このくらいの話でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（杉本博治君） さらに質疑ございませんか。15番

○15番（吉田孝一郎君） 私は、東北議長会の関係で、いわゆる海外視察に行く機会がありました、平成4年のそのときの会員に私が入ってですね、視察団に入ったわけですけれども、スイスのチューリッヒの市があるわけですけれども、そこは23万の人口でございました。そこにですね、いわゆるごみ処理場の、いわゆる発電施設をつけた施設があるということありましたけれども、そのチューリッヒの、いわゆる発電施設は、チューリッヒの真ん中、市の真ん中にあると、1個あるということです。それで発電施設はもちろんありますし、そこをですね、聞いて、私は一団のその視察団の中に入っていますので、別行動がとれなかったので、そこを見かねてきたわけなんですけれども、そのような話を聞いておったわけですけれども、当時からチューリッヒ、あそこは23万ですから、今、男鹿市は大体その3分の1ぐらいなんですけれども、今はですね、そのごみの量が少ないと今答弁なされたわけですけれども、今、どのような方式もあるというんですよ、はっきり言って。近くには秋田市にもあるわけなんですけれども、秋田市は男鹿市の5倍か6倍あるわけですけれども、まずそれよりもですね、少なくとも人口少なくともですよ、人口は少なくともいろいろな方式があると。そのような何というんですか、勉強というんですか、視察というんですか、そういうものをやっぱり、やっぱりつぶさにですよ、やっぱり見てもらいたいということと、私は、かつて私のいろいろな周辺の人方とかから聞こえてきた話ですけれども、まだ敷地もあれですよ、ごみの処理場の敷地も決まらない前、3年から4年前のですよ、もう既にその業者、ある業者から流れてきた関係の話ですけれども、もう分離方式に決まっていると男鹿の場合は、男鹿の場合は分離方式に決まって、あれですよ、メーカーの名前も出てきてますよ。まだ敷地も何も決まってなかったですよ、2転3転で、そういう話も聞いています。そのようなことですね、今、やっぱりそれをどこまでも通すという、通すというけど、それは組合議員の方々のいわゆる関係でございますけれども、言ってみれば、あまり言いたくないけれども、そのような話が出来て、男鹿は分離方式だと、あの業者はもう入って行けないんだよ、そういう話なんです。

それで、聞くところによりますと、組合議員の研修があったそうですけれども、他市、他県行ったときにですね、あなたの方には、立派な施設があるじゃないですか

と、何で私の方に来たのかということなんです。それどこを指してるとかいうと、秋田市の立派なその処理場があるのに、何でここまで来たのかということで、その他もろもろの話も聞いていますけれども、それは私は直接聞いたわけでないから、とにかくもう敷地も決まらないから、もうその方式とかね、そういうものが決まって、メーカーまで決まっていると、そういう噂が入っています。

だから、もう少しですね、やっぱり真剣に考えてですよ、男鹿の将来は、この今70億なり80億のこの事業というものはないわけですから、それを何かのエネルギーとしてですね、やっぱり活用していかなきゃならないという今考え方なんですけれども、そのあたりを十分にですね、このあと組合でも、その他審議してもらってですよ。どうかもう一回考えていただけないのかどうか、それについて、それで終わります。

○議長（杉本博治君） 佐藤助役

【助役 佐藤文衛君 登壇】

○助役（佐藤文衛君） お答えをいたします。今、議員がおっしゃっている分離方式というはどういう方式なのか、ちょっと私自身はわかりかねますけども、いろいろな方式があるわけでありまして、単純に分けると燃やすと、それから溶かすと、その溶かすのにもガス溶融とか、いろんなことあるわけでありますけども、そのことは先ほどお話を申し上げたとおりでございます。それで、先ほどのお話で、なぜあなたの方に、同じような施設の立派なものあるのかと、わざわざ私どもに視察に来たのかという話でありますけども、これはあくまでも秋田市にはあります。それで、あまりにも秋田市は大きすぎて、我々の地域の規模としては参考にならないわけであります。我々の今計画している規模は、ごみの量からいきまして35トンの炉2つであります。これでも若干余裕があるわけでありますけども、つまり70トンであります。それで、秋田市に今ありますごみの処理場は200トンの炉が2基で400トンであります。あまりにも規模が大きすぎて、私どもの一部事務組合の議会の皆さんから見ていただくにはあまりにも規模が大きすぎると、やや私どもが計画をしている規模に似たような計画を3カ所をいろんな方式の箇所を研修をしていただいたと。こういうわけであります。それから、先ほど、前からも議員がおっしゃってますけども、その後、決まってるんだという話はどこからの話でしょうか。あなたにどういった、あるいはメーカーでも話を持って行ったのか、それはわかりませんけれども、そういう話はひとつも

ございません。未だにまだ方式すら決まってございませんので、そこをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（杉本博治君） 15番吉田孝一郎君の質疑を終結いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

次に議案第100号から第146号までについては、ご配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第2 予算特別委員会の設置

○議長（杉本博治君） 日程第2、予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。議案第147号から、第157号までについては、委員会条例第6条に基づき、議員の37人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。よって、本11件は37人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。予算特別委員会は、明日9日午前10時より議事堂に招集いたします。

以上、告知いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

明日9日から15日までは議事の都合により休会し、12月16日、午後2時より本会議を再開し、各委員長の報告を求めるにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 0時 2分 閉 会

議案付託表

総務委員会

- 議案第103号 男鹿市個人情報保護条例の制定について
- 議案第104号 男鹿市表彰条例の制定について
- 議案第105号 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 議案第106号 秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 議案第133号 若美南部地区運動広場の指定管理者の指定について
- 議案第134号 福川地区運動広場の指定管理者の指定について
- 議案第135号 わかみふれあい創明館の指定管理者の指定について
- 議案第136号 渕端地区集会施設の指定管理者の指定について
- 議案第137号 釜谷地地区集落施設の指定管理者の指定について
- 議案第138号 福米沢地区センターの指定管理者の指定について
- 議案第139号 柳原地区集落施設の指定管理者の指定について
- 議案第140号 石田川原地区集会施設の指定管理者の指定について
- 議案第141号 福野地区集会施設の指定管理者の指定について
- 議案第142号 若美歴史学習交流館の指定管理者の指定について
- 議案第143号 若美文化振興館の指定管理者の指定について
- 議案第144号 若美文化交流館の指定管理者の指定について
- 議案第145号 若美中山間地域活性化施設の指定管理者の指定について
- 議案第146号 野石地区農村集落多目的共同利用施設の指定管理者の指定について

教育厚生委員会

- 議案第100号 男鹿市立学校給食共同調理場等設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第107号 男鹿市児童館の指定管理者の指定について

- 議案第108号 男鹿市若美老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 議案第109号 男鹿市北部デイサービスセンター及び男鹿市中央デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 議案第110号 男鹿市若美デイサービスセンター「ふれあい荘」の指定管理者の指定について
- 議案第111号 男鹿市北部在宅介護支援センターの指定管理者の指定について

産業建設委員会

- 議案第101号 男鹿市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第102号 男鹿市若美地区漁業集落排水事業受益者分担金徴収条例の制定について
- 議案第112号 男鹿市農村婦人の家の指定管理者の指定について
- 議案第113号 男鹿市農林水産物直売所の指定管理者の指定について
- 議案第114号 平岱山牧野の指定管理者の指定について
- 議案第115号 館沼牧野及び館沼第2牧野の指定管理者の指定について
- 議案第116号 男鹿市畑作園芸試験研究センターの指定管理者の指定について
- 議案第117号 男鹿市種苗センターの指定管理者の指定について
- 議案第118号 福米沢地区農村公園の指定管理者の指定について
- 議案第119号 野石地区農村公園の指定管理者の指定について
- 議案第120号 福野地区農村公園の指定管理者の指定について
- 議案第121号 申川地区農村公園の指定管理者の指定について
- 議案第122号 ハッ面地区農村公園の指定管理者の指定について
- 議案第123号 国民宿舎男鹿の指定管理者の指定について
- 議案第124号 温浴ランドおがの指定管理者の指定について
- 議案第125号 夕陽温泉WAOの指定管理者の指定について
- 議案第126号 インフォメーションセンターわかみの指定管理者の指定について
- 議案第127号 なまはげ館の指定管理者の指定について
- 議案第128号 若美かんぽの里コテージ村の指定管理者の指定について
- 議案第129号 サンワーク男鹿及び男鹿市トレーニングセンターの指定管理者の

指定について

- 議案第130号 男鹿市総合技能センターの指定管理者の指定について
議案第131号 男鹿市勤労青少年ホームの指定管理者の指定について
議案第132号 男鹿市シルバーワークプラザの指定管理者の指定について

予算特別委員会

- 議案第147号 平成17年度男鹿市一般会計補正予算（第3号）について
議案第148号 平成17年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
議案第149号 平成17年度男鹿市診療所特別会計補正予算（第1号）について
議案第150号 平成17年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
議案第151号 平成17年度男鹿市デイサービス事業特別会計補正予算（第1号）について
議案第152号 平成17年度男鹿市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
議案第153号 平成17年度男鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
議案第154号 平成17年度男鹿市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
議案第155号 平成17年度男鹿みなど市民病院事業会計補正予算（第1号）について
議案第156号 平成17年度男鹿市上水道事業会計補正予算（第1号）について
議案第157号 平成17年度男鹿市ガス事業会計補正予算（第1号）について